

ノルウェーの漁業

2014年3月
在ノルウェー日本国大使館

1. ノルウェーの地理及び水産業の地位

ノルウェーは国土の西半分が海岸に面しており、海洋面積は国土の約6.3倍の約220万5,000平方キロメートルとなっている。国土面積は、日本とほぼ同じであり、海洋面積は日本の約半分。

水産業がGDPに占める割合は0.8% (2013年、以下同)、漁業従事者が就業人口に占める割合は0.6%と小さいが、水産物輸出が総輸出に占める割合は6.7%で、石油・ガス(総輸出の66.7%)に次ぐノルウェー第2位の輸出産業である。また、対日輸出における水産物の割合は34.3%で、第1位の対日輸出品目である。

産業における水産業の位置づけとして重要な点は、漁業従事者の約半分、水産加工業の総雇用数の約半分が極北3県に集中し、北部ノルウェーの地域経済は、水産業なしでは成り立たないと言える。

2. 漁獲動向

ノルウェーの海面漁獲量は、1970年代をピークに減少し1980年代後半に大きく落ち込んだが、1990年代後半に再び持ち直し、その後高い水準で安定的に推移している。海面漁業の資源量は、漁船別漁獲割当を柱とする厳しい資源管理を背景に全体的に良好であり、長年禁漁を実施したシシャモの資源も回復しつつある。2013年の海面漁獲量は208万トン、出荷額は125億NOKであった。主要魚種は、ニシン、タラ、サバ、セイス、シシャモ等である。

2012年の養殖の出荷量は132万トン、出荷額は300億NOKであった。養殖業は、出荷額において海面漁業の2倍を超える規模となっている。養殖魚はサケが主体であり、養殖業総出荷額の約93%を占める。サケの出荷量は年々着実に増加しており、2012年には123万トンに達した。マスは年間5~8万トンの出荷量で安定的に推移、比較的新しい養殖魚であるタラは年間1~2万トン内外の出荷量であるが、年々増加傾向にある。

3. 漁場・漁期

ノルウェーは漁獲量のうち、約20%を領海内(12海里以内)、残り約80%を領海外で捕獲している。漁業水域は、大きく分けて、(1)北海・スカーゲラック海域、(2)ノルウェー海(ロフォーテン沿岸)、(3)バレンツ海、(4)スヴァルバル諸島周辺海域、(5)ヤン・マイエン諸島周辺海域の5つに分類される。主な魚種の漁期は次のとおり。

- (1)タラ : ノルウェー海・ロフォーテン沿岸で1~5月、バレンツ海、スヴァルバル諸島周辺海域で通年
- (2)ニシン : 北海で5~12月、ノルウェー海・ロフォーテン沿岸で10~3月
- (3)サバ : ノルウェー海で8~10月、北海で5~11月
- (4)セイス : 全海域で通年

4. 漁業に関する協定等、関係国際機関

ノルウェーの各国との漁業協定及び関係する国際機関は次のとおり。

- (1)他国との協定

①ノルウェー・ロシア漁業協定（例：バレンツ海のタラ，ハドック，シシャモ，タラバガニについては，共有魚種として共同資源管理を行なっている。1975年締結の「水産業における協力協定」に基づき，両国間で「ノルウェー・ロシア合同漁業委員会」を設置し，年1回の会合で，共有魚種の総許容漁獲量（TAC）の設定，両国及び第三国への漁獲割当量の決定，両国水域への相互入漁等を決定。）

②ノルウェー・EU漁業協定

③ノルウェー・グリーンランド漁業協定

④ノルウェー・フェロー諸島漁業協定

⑤ノルウェー・アイスランド漁業協定

(2)ノルウェーが関係する漁業管理国際機関

①北東大西洋漁業委員会(North East Atlantic Fisheries Commission(NEAFC))

②北西大西洋漁業機関(Northwest Atlantic Fisheries Organization(NAFO))

③大西洋まぐろ類保存国際委員会(The International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas(ICCAT))

④南東大西洋漁業機関(South East Atlantic Fisheries Organization(SEAFO))

⑤南極海海洋生物資源保存委員会(Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources(CCAMLR))

5. 漁業許可，制限（インプット・コントロール等）

ノルウェーのインプット・コントロールは次のとおり。

- (1)漁業免許制度：トロール，まき網等比較的大型の特定漁業に対する免許制度。有効期限は無期限。
- (2)漁業許可制度：魚倉500立方メートル以下（以前は船長28メートル未満）の漁船を主対象とした特定漁業に対する許可制度。有効期間は1年，毎年一定条件下に更新可。
- (3)漁船登録制度：漁船の登録義務。登録済漁船を取得する場合は当局の許可が必要。
- (4)漁業者登録制度：漁船所有の権利を得るためには，過去5年間のうち3年以上漁業従事の履歴が必要。

また，テクニカル・コントロールは次のとおり。

- (5)操業水域・期間等の規制
- (6)網目サイズ，長さ等漁具の規制
- (7)漁船の魚倉容積規制
- (8)24メートル以上の全ての漁船に対する衛星追跡装置の搭載義務（24メートル以上の大きさの全ての漁船の航海及び操業が監視・記録され，インターネットで閲覧可能）。

6. 魚種別漁獲割当制度（アウトプット・コントロール）

(1)ノルウェーと他国の漁獲割当

海面漁獲量の約90%が他国との共有魚種である。漁獲割当は，関係国との関連協定等に基づき，また国際海洋探査委員会（ICES）による持続可能な漁獲可能量（TAC）の勧告に従い，各水域，魚種等毎に当該両国への割当が定められる。2013年の主な割当は次のとおり。

- ①ノルウェー・ロシア共有魚種（ノルウェー・ロシア漁業協定，分配割合は近年変更なし）
 - ア)北緯62度以北（バレンツ海含む）のタラ：第三国への割当の残りをロシアと等分
 - イ)北緯62度以北（バレンツ海含む）のハドック：ア)に同じ

- ウ) バレンツ海のししゃも：ノルウェー60%，ロシア 40%
- エ) バレンツ海のタラバカニ：ノルウェー14%，ロシア 86%

② ノルウェー・EU 共有魚種（ノルウェー・EU 漁業協定）

- ア) タラ：ノルウェー17%，残り EU
- イ) ハドック：ノルウェー23%，残り EU
- ウ) セイス：ノルウェー52%，残り EU
- エ) ニシン：ノルウェー29%，残り EU
- オ) サバ：ノルウェー65%，残り EU

③ ノルウェー・EU・フェロー諸島・アイスランド・ロシア共有魚種（関係国漁業協定）
春産卵のニシン（北大西洋最大の魚資源）：ノルウェー61%

(2) ノルウェー国内での漁獲割当

ノルウェーの漁獲量の調整は、努力量規制に加え、漁獲量割当制度の下に行われている。1952年に最初の割当制が導入されてから、現在では水揚げの約95%が割当制度の下による漁獲となっている。

魚種別に定められる割当量は、大型まき網、沿岸漁船、小型まき網、トロール等のグループ別に配分され、管理される。最終割当は漁船ごとに定められる。割当は無料。漁船を売買した場合、割当も同時に譲渡され、割当のみの売買は禁止。（なお、養殖業はライセンス制で有料、ライセンスは一定条件の下に売買可。）

(3) ノルウェーにおける漁獲割当のコントロール

ノルウェー国内では、鮮魚法（1951年）に基づき、全ての漁獲物は地域、魚種別に組織された販売組合を通して流通（第一次販売）することが義務付けられており、漁業者は漁獲物を自由に販売することが出来ない。漁船は漁獲物を販売組合に連絡し、組合が指定する加工業者（購入者）に納入する。また、衛星追跡装置が搭載された漁船は、漁獲場所、漁獲量、販売先等が一元的に管理・記録される。

漁獲割当は、資源状況の変化があった場合漁期中でも見直される。また、違反操業等の取締は、沿岸警備隊、漁業庁の漁業取締船が行っており、漁獲量オーバー等の違反があった場合には野生海洋資源管理法（2008年）に基づき罰金または懲役刑が定められている。

7. その他

(1) 漁業に対する政府支援

漁業者に対する所得保障は、2005年に廃止され、現在はない。また、燃料高騰時や世界金融危機時の際にも、政府からの金融支援は実施されず。漁船のスクラップを進めるための減船支援策が行われていたが、2008年に終了。ただし、一層の減船・合理化を促進するため、割当の譲渡禁止の例外として同種の漁業許可を受けた2隻以上の漁船を所有する漁業者が1隻を減船する場合には割当を他船に移動するSQS制度（Structural Quota System）は認めている。

(2) 油田開発による漁業への影響

ノルウェー政府は、2006年にトロムソ以北のノルウェー海及びバレンツ海における沿岸50キロメートル以内での新規石油開発を凍結。また、ノルウェー海ロフォーテン沖合の石油開発は未定で、石油開発推進派と漁業者・環境保護団体等の反対派で政治問題となっている。2009年、政府はロフォーテン沖で行った地震探査に際し、関係漁業者に対して漁業補償を実施した。

（了）